

平川市最低制限価格制度実施要領新旧対照表【第1条関係】

現行	改正案
<p>(建設工事の請負契約に係る競争入札の最低制限価格の設定)</p> <p>第4条 市が発注する建設工事の請負契約に係る競争入札における最低制限価格は、次の各号に掲げる額（消費税及び地方消費税を除く（以下「税抜き」という。））の合計額に100分の108を乗じて得た額とする。ただし、算定された合計額（税抜き）を予定価格（税抜き）で除して得た割合が<u>100分の90</u>を超える場合にあっては<u>100分の90</u>、<u>100分の70</u>に満たない場合にあっては<u>100分の70</u>を予定価格（税抜き）に乗じて得た額に100分の108を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 直接工事費の額に<u>100分の95</u>を乗じて得た額</p> <p>(2) 共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額</p> <p>(3) 現場管理費の額に<u>100分の80</u>を乗じて得た額</p> <p>(4) 一般管理費等の額に100分の55を乗じて得た額</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、特に必要と認められる場合の最低制限価格算定の割合は、<u>100分の70</u>から<u>100分の90</u>の範囲内で適宜の割合とする。</p> <p>3 前2項の額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p>	<p>(建設工事の請負契約に係る競争入札の最低制限価格の設定)</p> <p>第4条 市が発注する建設工事の請負契約に係る競争入札における最低制限価格は、次の各号に掲げる額（消費税及び地方消費税を除く（以下「税抜き」という。））の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、算定された合計額（税抜き）を予定価格（税抜き）で除して得た割合が<u>100分の92</u>を超える場合にあっては<u>100分の92</u>、<u>100分の75</u>に満たない場合にあっては<u>100分の75</u>を予定価格（税抜き）に乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 直接工事費の額に<u>100分の97</u>を乗じて得た額</p> <p>(2) 共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額</p> <p>(3) 現場管理費の額に<u>100分の90</u>を乗じて得た額</p> <p>(4) 一般管理費等の額に100分の55を乗じて得た額</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、特に必要と認められる場合の最低制限価格算定の割合は、<u>100分の75</u>から<u>100分の92</u>の範囲内で適宜の割合とする。</p> <p>3 前2項の額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p>

平川市最低制限価格制度実施要領新旧対照表【第2条関係】

現行	改正案
<p>(建設工事の請負契約に係る競争入札の最低制限価格の設定)</p> <p>第4条 市が発注する建設工事の請負契約に係る競争入札における最低制限価格は、次の各号に掲げる額(消費税及び地方消費税を除く(以下「税抜き」という。))の合計額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額とする。ただし、算定された合計額(税抜き)を予定価格(税抜き)で除して得た割合が100分の92を超える場合にあっては100分の92、100分の75に満たない場合にあっては100分の75を予定価格(税抜き)に乗じて得た額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(業務委託契約に係る競争入札の最低制限価格の設定)</p> <p>第5条 市が発注する業務委託契約に係る競争入札における最低制限価格は、予定価格(税抜き)に100分の65を乗じて得た額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>2 前項の規定により、予定価格(税抜き)に100分の65を乗じて得た額及び当該額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p>	<p>(建設工事の請負契約に係る競争入札の最低制限価格の設定)</p> <p>第4条 市が発注する建設工事の請負契約に係る競争入札における最低制限価格は、次の各号に掲げる額(消費税及び地方消費税を除く(以下「税抜き」という。))の合計額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額とする。ただし、算定された合計額(税抜き)を予定価格(税抜き)で除して得た割合が100分の92を超える場合にあっては100分の92、100分の75に満たない場合にあっては100分の75を予定価格(税抜き)に乗じて得た額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(業務委託契約に係る競争入札の最低制限価格の設定)</p> <p>第5条 市が発注する業務委託契約に係る競争入札における最低制限価格は、予定価格(税抜き)に100分の65を乗じて得た額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>2 前項の規定により、予定価格(税抜き)に100分の65を乗じて得た額及び当該額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p>